

長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員個人情報保護
条例施行規程

平成19年2月28日

監査委員告示第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員が管理する行政文書に係る長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第5号）の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年広域連合規則第4号）その他広域連合長が定める規程の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。